



2026年4月27日

各 位

会 社 名 株式会社きんでん  
代表者名 取締役社長 上坂 隆勇  
(コード：1944 東証プライム)  
問合せ先 経営企画部長 加藤岡 正智  
(TEL. 06-6375-6000)

## 自己株式の取得及び自己株式の公開買付け、自己株式の消却並びに資金の借入れに関するお知らせ

当社は、2026年4月27日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うこと、並びに、会社法第178条の規定に基づき、当社が保有する自己株式の一部を消却することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、同取締役会において、本公開買付けに要する資金に充当することを目的として、資金の借入れを行うことを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

当社は、社会インフラを支える企業として長期的な視点に立ち、競争力の源泉である人財を軸とした事業基盤拡充・成長投資を積極的に行い、当社グループ（当社並びに連結子会社及び関連会社）の持続的成長・発展を遂げていくことこそが、全てのステークホルダーの長期的な利益に資するものと考えております。その中で、株主の皆様への利益配分を経営上の重要課題の一つと位置付けた上で、「安定した財務基盤を堅持する」という明確な財務資本政策のもと、当社グループを取り巻く経営環境や業績、財務状況を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当の実施と自己株式の取得により、株主還元の更なる強化に努めることを基本方針としております。

また、当社は、当該方針のもと、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。2024年1月31日には、2021年4月28日に策定・公表した当社の中期経営計画『Sustainable Growth 2026～人、心、そして未来へ～』（以下「当社中期経営計画」といいます。）の追加的取り組みとして、当社中期経営計画の後半である2024年3月期から2027年3月期までの総額において、配当性向40%（注1）、総還元性向50～60%（注2）を目安とすることを公表し、配当水準の段階的向上に加え、機動的な自己株式の取得によって自己資本の効率化に向けた取り組みを実施して参りました。2025年3月期については、1株当たり配当金（通期）は90円、配当金総額は約179億4千万円となり、連結配当性向は38.1%（小数点以下第二位を四捨五入。）、自己株式取得総額は約80億2百万円（下記の2024年1月31日開催の取締役会決議にかかる自己株式の累計取得期間のうち、2024年4月1日以降に取得した株式の総額及び2025年1月31日開催の取締役会決議にかかる自己株式の累計取得期間のうち、2025年3月31日以前に取得した株式の総額の合計額）となり、連結総還元性向は54.9%（小数点以下第二位を四捨五入。）でありました。また、当社はこれまでも、自己資本の効率化及び株主の皆様への利益還元を図るため、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における市場買付けの

方法により、自己株式の取得を実施しております。本日までの過去 10 年間における自己株式の取得の概要は下表のとおりです。

決議日	累計取得期間	累計取得株式数	累計取得価額の総額
2020年1月30日開催 取締役会	2020年2月3日～ 2020年12月2日	12,000,000株	19,800,180,399円
2023年3月9日開催 取締役会	2023年3月10日～ 2024年1月31日	3,030,600株	5,999,901,108円
2024年1月31日開催 取締役会	2024年2月1日～ 2024年12月23日	2,686,900株	7,999,757,612円
2025年1月31日開催 取締役会	2025年2月3日～ 2025年12月23日	2,310,300株	9,999,667,203円

かかる状況の中、当社はこれまで、当社の上場会社としての持続的な成長・発展に向けて、当社の主要株主である筆頭株主の関西電力株式会社（所有株式数：73,518,174株（注3）、所有割合（注4）：37.13%）（以下「関西電力」といいます。）との間で、今後の関西電力と当社の資本関係の在り方について様々な方向性で継続的に協議を行ってまいりました。

その後、2025年11月中旬から2025年12月中旬にかけて実施された協議を踏まえて、当社及び関西電力は、両社の既存の資本関係については、両社がこれからも電力の安全・安定供給に係る使命を共にするパートナーとして、両社間の既存の取引関係及び協業関係（以下「協業関係等」といいます。）を今後も維持・継続することを前提としつつ、両社がより成長を遂げ、双方のステークホルダーとの更なる価値共創に資する関係性の検討を行うことが、両社の今後の事業及び資本政策にかかる方針を含む総合的な観点からも、双方にとって最適であるという共通認識に至りました。2025年12月19日、当社は関西電力から、当該共通認識のもとで実現可能な両社間の資本関係の最適化によって資本効率の向上を図る観点から、当社による自己株式の公開買付けを通じた関西電力及び関西電力の完全子会社である関電不動産開発株式会社及び株式会社かんでんエンジニアリング（以下「関西電力グループ」といいます。）が保有する当社普通株式の一部売却の提案を受けました。

- (注1)「配当性向」とは、当社の親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当総額の割合をいいます。
- (注2)「総還元性向」とは、当社の親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当総額と自己株式取得金額の合計の割合をいいます。
- (注3) 関西電力の完全子会社である関電不動産開発株式会社及び株式会社かんでんエンジニアリングを通じた間接保有分を含みます。
- (注4) 「所有割合」とは、当社が2026年4月27日に公表した「2026年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「本決算短信」といいます。）に記載の2026年3月31日現在の当社の発行済株式総数199,954,180株から同日現在の当社が所有する自己株式1,966,478株を控除した株式数197,987,702株に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。）をいいます。

これを受けて当社は、関西電力の売却意向への対応について様々な選択肢を検討しておりましたが、2026年1月上旬、関西電力が売却する当社普通株式を自己株式として当社が取得すれば、当社普通株式の流動性を損ねることなく比較的短期間に相当規模の自己株式の取得が実現でき、当社の自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながる考え、その結果として、上記のとおり、安定した財務基盤を堅持しつつ、株主還元の更なる強化に努めるとの当社基本方針の実現にも寄与できるものと考えたことから、関西電力グループが所有する当社普通株式の一部の取得に向けた検討を開始いたしました。なお、関西電力グループが所有する当社普通株式の一部を自己株式として当社が取得する場合でも、引き続き関西電力は当社のその他関係会社であり続け、結果として関西電力との協業関係等を維持することは可能であることから、今後とも関西電力と協力しながら電力安定供給の維持にも貢献する

ことができると考えており、かかる観点からも当社による関西電力グループが所有する当社普通株式の一部の取得に向けた検討を開始すべきと判断いたしました。

このような経緯のもと、まず、関西電力グループが所有する当社普通株式の一部の具体的な取得方法に関しては、株主間の平等性、取引の透明性及び市場における取引状況も踏まえ、当社の資本政策面の観点から十分に検討を重ねました。その結果、公開買付けの方法であれば、当社の関西電力以外の株主にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて自己株式取得に応じるか否かを判断する機会を付与できる点、法令等に従った公開買付けの手続に従って買付けることで、取引の透明性を担保できる点、市場外の取引であり当社普通株式の市場における流動性に比較的影響を及ぼしにくい点、また、市場買付けや立会外取引を利用した自己株式の取得では、株主間の平等性は確保できるものの、制度上、買付価格は市場株価とする必要があり、市場価格から一定のディスカウントを行った価格での買付けを実現することができないため、経済合理性の観点から当社にとって公開買付けより優位な選択肢とはならない点から、公開買付けの方法により当社普通株式を取得することが適切であるとの考えに至りました。

また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）に関しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、さらに、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の利益を尊重する観点から、当社資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいとの考えに至りました。

そこで、当社は、2026年1月9日、関西電力に対して、東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の市場価格から一定のディスカウントを行った価格で当社が本公開買付けを実施した場合の応募について打診を行ったところ、同日、関西電力より、一定のディスカウントを行うことを前提として、その所有する当社普通株式の一部について、本公開買付けに応募する意向がある旨の回答を受領いたしました。

その後、当社は、具体的なディスカウント率の水準についても検討を行いました。ディスカウント率については、客観性及び合理性のある水準とすべく、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、本公開買付けと同様に特定の株主からの取得が予定されたディスカウント価格による自己株式の公開買付けの事例として、2024年1月1日から2026年1月31日までの間に東京証券取引所における自己株式の公開買付けの実施にかかる決議が行われた事例（以下「本事例」といいます。）を参照いたしました。本事例57件において、ディスカウント率を10%とする事例が最大であるものの、本公開買付価格におけるディスカウント率については、当社の資産の社外流出をできるだけ抑えることが望ましいと考えていたことや、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮し、ディスカウント率を20%とすることが適切であると総合的に判断いたしました。

また、本公開買付価格の算出に用いるディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場価格についても検討を行いました。その結果、当社普通株式の市場価格については、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除し、算出の基礎としての客観性及び合理性を確保するべく一定期間の平均株価という平準化された値を採用することには合理性があると考えられること、また、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に市場価格が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でも一定のディスカウントを付した水準である必要があると考えられることから、東京証券取引所プライム市場における、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年4月27日の前営業日（2026年4月24日）の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とすることが妥当であるとの考えに至りました。

以上の検討を踏まえ、当社は、2026年3月25日、関西電力に対して、本公開買付価格については、本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日である2026年4月27日の前営業日である2026年4月24日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、

最も低い価格に対して20%のディスカウントを行った価格としたい旨を打診したところ、2026年3月26日、関西電力より、本公開買付価格については、本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日である2026年4月27日の前営業日である2026年4月24日の当社普通株式の終値に対して3%のディスカウントを行った価格としたい旨、また、関西電力グループが所有する当社普通株式のうち33,500,000株（所有割合：16.92%）（以下「本売却意向株式」といいます。）について、本公開買付けへ応募する方法で売却する意向がある旨の連絡を受けました。これを受けて、当社は、2026年4月6日、関西電力に対して、本公開買付価格については、本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日である2026年4月27日の前営業日である2026年4月24日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格に対して15%のディスカウントを行った価格としたい旨の再提案を行いました。しかしながら、当社は、2026年4月8日、関西電力より、本公開買付価格については、本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日である2026年4月27日の前営業日である2026年4月24日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値に対して5%のディスカウントを行った価格としたい旨の連絡を受けました。これを受けて、当社は、2026年4月9日、関西電力に対して、再度、本公開買付価格については、本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日である2026年4月27日の前営業日である2026年4月24日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格に対して15%のディスカウントを行った価格としたい旨の提案を行ったところ、同日、関西電力より、再度、本公開買付価格については、本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日である2026年4月27日の前営業日である2026年4月24日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値に対して5%のディスカウントを行った価格としたい旨の連絡を受けました。

その後、2026年4月10日に実施した両社間の対面での協議において、関西電力から、本公開買付価格について、ディスカウントの基礎となる市場価格は、やはり本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日の前営業日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値としつつ、ディスカウント率については10%とする旨の提案を受けました。これを受けて実施した両社での協議の結果、ディスカウントの基礎となる市場価格は本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日の前営業日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値、ディスカウント率は11%という内容で継続協議とすることとなりました。その上で、2026年4月14日に、改めて両社間で対面での協議を実施したところ、本公開買付価格は、本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日である2026年4月27日の前営業日である2026年4月24日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値に対して11%のディスカウントを行った価格とすることで合意するに至りました。また、当社は、関西電力より、関西電力グループが所有する当社普通株式（本売却意向株式を除きます。）40,018,174株（本公開買付け後の所有割合：24.33%）（注5）の所有方針について、今後も継続して所有する見込みである旨の回答を得ております。

(注5)「本公開買付け後の所有割合」とは、本公開買付けにおいて買付予定数（33,500,000株）が全て関西電力グループから買付けられた場合に、関西電力グループが本公開買付け後に所有することとなる株式数（40,018,174株）を分子、当社が2026年4月27日に公表した本決算短信に記載の2026年3月31日現在の当社の発行済株式総数（199,954,180株）から同日現在の当社が所有する自己株式（1,966,478株）及び買付予定数（33,500,000株）を控除した株式数（164,487,702株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。）をいいます。

本公開買付けにおける買付予定数については、関西電力グループ以外の株主からの応募の機会を確保することを考慮しつつも基本的には関西電力グループのみからの応募を想定していること及び関西電力グループからの自己株式取得という本公開買付け実施の目的の範囲で資金流出を最小限に抑える観点から、本売却意向株式と同数の33,500,000株（所有割合：16.92%）にすることといたしました。なお、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることを踏まえ、買付予定数の上限株数については、1単元（100株）を加算した33,500,100株（所有割合：16.92%）にすることといたしました。また、関西電力より、関西電力が保有する58,905,579株及び関電不動産開発株式会社が保有する14,507,319株の全部を本公開買付けに応募する旨を確認いたしました。

本公開買付けにおいて、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の上限を上回った場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないとして、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式による買付けとなるため、その場合には、当社は本売却意向株式のうちの一部を取得し、残りの本売却意向株式は買付けられないこととなります。当社は、関西電力より、当該残存する当社普通株式については、現状における処分等の方針は未定である旨の回答を受けております。

当社は、以上の検討及び関西電力との協議を経て、2026 年 4 月 27 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される会社法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、かかる自己株式の取得の一環として本公開買付けを実施すること、本公開買付け価格を、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である 2026 年 4 月 24 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値である 7,502 円（円未満を四捨五入。以下、当社普通株式の終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して 11%のディスカウントを行った価格である 6,677 円（円未満を四捨五入。以下、本公開買付け価格の計算において同じです。）とすること、本公開買付けにおける買付予定数については、本売却意向株式と同数の 33,500,000 株（所有割合：16.92%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に 1 単元（100 株）を加算した 33,500,100 株（所有割合：16.92%）を上限とすること、及び、本公開買付けが成立し、当社が本公開買付けに基づき 33,500,000 株の当社普通株式を取得した場合には、2026 年 6 月 24 日開催予定の当社定時株主総会において別途積立金の取り崩しについて承認を得ることを条件に、2026 年 6 月 30 日を消却予定日として、当該自己株式の全部を消却することを決議いたしました。

また、本公開買付け価格である 6,677 円は、本公開買付け価格を決議した取締役会決議日の前営業日である 2026 年 4 月 24 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 7,213 円に対して 7.43%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウントの計算において同じとします。）、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 7,195 円に対して 7.20%、同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 7,502 円に対して 11.00%、同日までの過去 6 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 7,091 円に対して 5.84%をそれぞれディスカウントした金額となります。

なお、当社は、本公開買付けに要する資金については、その全額につき、株式会社みずほ銀行からの 2,300 億円の借入れにより調達する資金を充当することを予定しており、2026 年 4 月 27 日開催の取締役会において、当該借入れを実施することを決議しております。当該借入れを実施し、調達資金を本公開買付けに要する資金（223,732 百万円）に充当した場合であっても、2026 年 3 月 31 日現在における当社の連結ベースの手元流動性は 192,549 百万円であり、当社の財務健全性に影響を与えることなく当該借入れ金の返済を行っていくことが可能と考えており、このように当社の財務健全性を保持しつつ、同時に当社競争力の源泉である人財を軸とした事業基盤拡充・成長投資を実行しつつ、さらなる成長を目指す方針です。

## 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

### (1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	33,500,100 株（上限）	223,680,167,700 円（上限）

(注 1) 取得する株式の総数の 2026 年 3 月 31 日時点の発行済株式総数（自己株式を除く 197,987,702 株）に占める割合は 16.92%（小数点以下第三位を四捨五入。）です。

(注 2) 取得する株式の総数は、2026 年 4 月 27 日開催の取締役会において決議された取得する株式の総数の上限株数です。

(注 3) 取得価額の総額は、2026 年 4 月 27 日開催の取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限金額です。

(注 4) 取得することができる期間は、2026 年 4 月 28 日から 2026 年 6 月 30 日までです。

(注5) 買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に1単元(100株)を加算しております。

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等  
該当事項はありません。

### 3. 買付け等の概要

#### (1) 日程等

① 取締役会決議日	2026年4月27日(月曜日)
② 公開買付開始公告日	2026年4月28日(火曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> )
③ 公開買付届出書提出日	2026年4月28日(火曜日)
④ 買付け等の期間	2026年4月28日(火曜日)から 2026年6月1日(月曜日)まで(21営業日)

#### (2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、6,677円

#### (3) 買付け等の価格の算定根拠等

##### ①算定の基礎

本公開買付価格に関しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、さらに、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の利益を尊重する観点から、当社資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいとの考えに至りました。

そこで、当社は、本公開買付価格について検討を進め、以下のとおり判断いたしました。

具体的なディスカウント率の水準についても検討したところ、本事例57件において、ディスカウント率を10%とする事例が最大であるものの、本公開買付価格におけるディスカウント率については、当社の資産の社外流出をできるだけ抑えることが望ましいと考えていたことや、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮し、ディスカウント率を20%とすることが適切であると総合的に判断いたしました。

また、本公開買付価格の算出に用いるディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場価格についても検討を行いました。その結果、当社普通株式の市場価格については、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除し、算出の基礎としての客観性及び合理性を確保するべく一定期間の平均株価という平準化された値を採用することには合理性があると考えられること、また、公開買付期間中に市場価格が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でも一定のディスカウントを付した水準である必要があると考えられることから、東京証券取引所プライム市場における、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年4月27日の前営業日(2026年4月24日)の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とすることが妥当であるとの考えに至りました。

以上の検討を踏まえ、当社は、2026年3月25日、関西電力に対して、本公開買付価格については、本

公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日である2026年4月27日の前営業日である2026年4月24日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格に対して20%のディスカウントを行った価格としたい旨を打診したところ、2026年3月26日、関西電力より、本公開買付け価格については、本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日である2026年4月27日の前営業日である2026年4月24日の当社普通株式の終値に対して3%のディスカウントを行った価格としたい旨、また、本売却意向株式について、本公開買付けへ応募する方法で売却する意向がある旨の連絡を受けました。これを受けて、当社は、2026年4月6日、関西電力に対して、本公開買付け価格については、本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日である2026年4月27日の前営業日である2026年4月24日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格に対して15%のディスカウントを行った価格としたい旨の再提案を行いました。しかしながら、当社は、2026年4月8日、関西電力より、本公開買付け価格については、本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日である2026年4月27日の前営業日である2026年4月24日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値に対して5%のディスカウントを行った価格としたい旨の連絡を受けました。これを受けて、当社は、2026年4月9日、関西電力に対して、再度、本公開買付け価格については、本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日である2026年4月27日の前営業日である2026年4月24日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格に対して15%のディスカウントを行った価格としたい旨の提案を行ったところ、同日、関西電力より、再度、本公開買付け価格については、本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日である2026年4月27日の前営業日である2026年4月24日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値に対して5%のディスカウントを行った価格としたい旨の連絡を受けました。その後、2026年4月10日に実施した両社間の対面での協議において、関西電力から、本公開買付け価格について、ディスカウントの基礎となる市場価格は、やはり本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日の前営業日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値としつつ、ディスカウント率については10%とする旨の提案を受けました。これを受けて実施した両社での協議の結果、ディスカウントの基礎となる市場価格は本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日の前営業日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値、ディスカウント率は11%という内容で継続協議とすることとなりました。その上で、2026年4月14日に、改めて両社間で対面での協議を実施したところ、本公開買付け価格は、本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日である2026年4月27日の前営業日である2026年4月24日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値に対して11%のディスカウントを行った価格とすることで合意するに至りました。

以上の検討及び関西電力との協議を経て、2026年4月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される会社法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、かかる自己株式の取得の一環として本公開買付けを実施すること、本公開買付け価格を、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である2026年4月24日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値である7,502円に対して11%のディスカウントを行った価格である6,677円とすること、本公開買付けにおける買付予定数については、本売却意向株式と同数の33,500,000株（所有割合：16.92%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した33,500,100株（所有割合：16.92%）を上限とすること、及び、本公開買付けが成立し、当社が本公開買付けに基づき33,500,000株の当社普通株式を取得した場合には、2026年6月24日開催予定の当社定時株主総会において別途積立金の取り崩しについて承認を得ることを条件に、2026年6月30日を消却予定日として、当該自己株式の全部を消却することを決議いたしました。

また、本公開買付け価格である6,677円は、本公開買付け価格を決議した取締役会決議日の前営業日である2026年4月24日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値7,213円に対して7.43%、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値7,195円に対して7.20%、同日までの過去

3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 7,502 円に対して 11.00%、同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 7,091 円に対して 5.84%をそれぞれディスカウントした金額となります。

## ②算定の経緯

上記の「算定の基礎」に記載の検討を踏まえて、当社は2026年3月25日、関西電力に対して、本公開買付価格については、本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日である2026年4月27日の前営業日である2026年4月24日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格に対して20%のディスカウントを行った価格としたい旨を打診したところ、2026年3月26日、関西電力より、本公開買付価格については、本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日である2026年4月27日の前営業日である2026年4月24日の当社普通株式の終値に対して3%のディスカウントを行った価格としたい旨、また、本売却意向株式について、本公開買付けへ応募する方法で売却する意向がある旨の連絡を受けました。これを受けて、当社は、2026年4月6日、関西電力に対して、本公開買付価格については、本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日である2026年4月27日の前営業日である2026年4月24日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格に対して15%のディスカウントを行った価格としたい旨の再提案を行いました。しかしながら、当社は、2026年4月8日、関西電力より、本公開買付価格については、本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日である2026年4月27日の前営業日である2026年4月24日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値に対して5%のディスカウントを行った価格としたい旨の連絡を受けました。これを受けて、当社は、2026年4月9日、関西電力に対して、再度、本公開買付価格については、本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日である2026年4月27日の前営業日である2026年4月24日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格に対して15%のディスカウントを行った価格としたい旨の提案を行ったところ、同日、関西電力より、再度、本公開買付価格については、本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日である2026年4月27日の前営業日である2026年4月24日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値に対して5%のディスカウントを行った価格としたい旨の連絡を受けました。その後、2026年4月10日に実施した両社間の対面での協議において、関西電力から、本公開買付価格について、ディスカウントの基礎となる市場価格は、やはり本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日の前営業日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値としつつ、ディスカウント率については10%とする旨の提案を受けました。これを受けて実施した両社での協議の結果、ディスカウントの基礎となる市場価格は本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日の前営業日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値、ディスカウント率は11%という内容で継続協議とすることとなりました。その上で、2026年4月14日に、改めて両社間で対面での協議を実施したところ、本公開買付価格は、本公開買付け実施に係る取締役会決議の予定日である2026年4月27日の前営業日である2026年4月24日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値に対して11%のディスカウントを行った価格とすることで合意するに至りました。

以上の検討及び関西電力との協議を経て、2026年4月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される会社法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、かかる自己株式の取得の一環として本公開買付けを実施すること、本公開買付価格を、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である2026年4月24日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値である7,502円に対して11%のディスカウントを行った価格である6,677円とすること、本公開買付けにおける買付予定数については、本売却意向株式と同数の33,500,000株（所有割合：16.92%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した33,500,100株（所有割合：16.92%）を上限とすること、及び、本公開買付けが成立し、当社が

本公開買付けに基づき 33,500,000 株の当社普通株式を取得した場合には、2026 年 6 月 24 日開催予定の当社定時株主総会において別途積立金の取り崩しについて承認を得ることを条件に、2026 年 6 月 30 日を消却予定日として、当該自己株式の全部を消却することを決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	33,500,000 株	一株	33,500,000 株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数 (33,500,000 株) を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数 (33,500,000 株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

223,732,100,000 円

(注) 買付け等に要する資金の金額は、買付代金 (223,679,500,000 円)、買付手数料、その他本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号

② 決済の開始日  
2026 年 6 月 23 日 (火曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書の本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みません。以下「外国人株主等」といいます。))の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i). 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が当社

の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。))に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。))15.315%、住民税5%の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。))第4条の6の2第38項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。))に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、配当とみなされる金額の支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が100分の3以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。))第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下「非課税口座」といいます。))の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が野村証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が野村証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ii). 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等(国内に本店又は主たる事務所を有する法人(内国法人)に限ります。))が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないこととなります。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシ

り、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付け届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

- ② 当社は、関西電力より、関西電力が保有する 58,905,579 株及び関電不動産開発株式会社が保有する 14,507,319 株の全部を本公開買付けに応募する旨を確認いたしました。なお、当社は関西電力より、あん分比例の方式による買付けとなった結果、本公開買付けに応募したものの当社が取得することができなかった当社普通株式については、現状における処分等の方針は未定である旨の回答を受けております。
- ③ 当社は、2026 年 4 月 27 日に本決算短信を公表しております。当該公表に基づく本決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容につきましては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査を受けておりません。詳細は、当該公表の内容をご参照ください。

#### 本決算短信の概要

(自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)

##### (ア) 損益の状況(連結)

会計期間	2026 年 3 月期
完成工事高	750,742 百万円
完成工事原価	573,831 百万円
販売費及び一般管理費	86,654 百万円
営業外収益	5,426 百万円
営業外費用	1,189 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	69,447 百万円

##### (イ) 1 株当たりの状況(連結)

会計期間	2026 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	350.53 円
1 株当たり配当額	130.00 円
1 株当たり純資産額	3,340.44 円

(ご参考)

2026 年 3 月 31 日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 197,987,702 株

自己株式数 1,966,478 株

以 上